

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセレクション過去問

事後届出制（問題編）～国土利用計画法[02]より

1ページ目には問題のみ、2ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

解答 出題 正解

1	市街化区域に所在する土地（面積3,000m ² ）について、対価の授受を伴わず賃借権の設定を受けたAは、事後届出を行わなければならない。	H27-21-4改	
2	国土利用計画法によれば、市街化区域内の3,000m ² の土地を贈与により取得した者は、2週間以内に、都道府県知事に届け出なければならない。	H29-22-2	
3	宅地建物取引業者Aが所有する市街化調整区域内の6,000m ² の土地について、宅地建物取引業者Bが購入する旨の予約をした場合、Bは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。	H21-15-3	
4	個人Aが所有する市街化区域内の3,000m ² の土地を、個人Bが相続により取得した場合、Bは事後届出を行わなければならない。	R01-22-2	
5	都市計画区域外において、国から一団の土地である6,000m ² と5,000m ² の土地を購入した者は、事後届出を行う必要はない。	R05-22-1	
6	宅地建物取引業者Aが所有する市街化区域内の土地（面積2,500m ² ）について、宅地建物取引業者Bが購入する契約を締結した場合、Bは事後届出を行う必要はない。	H30-15-4	
7	宅地建物取引業者であるAとBが、市街化調整区域内の6,000m ² の土地について、Bを権利取得者とする売買契約を締結した場合には、Bは事後届出を行う必要はない。	H19-17-1	
8	Aが所有する市街化調整区域内の土地5,000m ² とBが所有する都市計画区域外の土地12,000m ² を交換した場合、A及びBは事後届出を行う必要はない。	H23-15-4	
9	都市計画区域外に所在し、一団の土地である甲土地（面積6,000m ² ）と乙土地（面積5,000m ² ）を購入する契約を締結した者は、事後届出を行わなければならない。	H28-15-3	
10	宅地建物取引業者Aが所有する都市計画区域外の13,000m ² の土地について、4,000m ² を宅地建物取引業者Bに、9,000m ² を宅地建物取引業者Cに売却する契約を締結した場合、B及びCはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。	H21-15-4	

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセレクション過去問

事後届出制（問題&解答編）～国土利用計画法[02]より

		解答	出題	正解
1	市街化区域に所在する土地（面積3,000m ² ）について、対価の授受を伴わず賃借権の設定を受けたAは、事後届出を行わなければならない。		H27-21-4改	×
2	国土利用計画法によれば、市街化区域内の3,000m ² の土地を贈与により取得した者は、2週間以内に、都道府県知事に届け出なければならない。		H29-22-2	×
3	宅地建物取引業者Aが所有する市街化調整区域内の6,000m ² の土地について、宅地建物取引業者Bが購入する旨の予約をした場合、Bは当該予約をした日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。		H21-15-3	○
4	個人Aが所有する市街化区域内の3,000m ² の土地を、個人Bが相続により取得した場合、Bは事後届出を行わなければならない。		R01-22-2	×
5	都市計画区域外において、国から一団の土地である6,000m ² と5,000m ² の土地を購入した者は、事後届出を行う必要はない。		R05-22-1	○
6	宅地建物取引業者Aが所有する市街化区域内の土地（面積2,500m ² ）について、宅地建物取引業者Bが購入する契約を締結した場合、Bは事後届出を行う必要はない。		H30-15-4	×
7	宅地建物取引業者であるAとBが、市街化調整区域内の6,000m ² の土地について、Bを権利取得者とする売買契約を締結した場合には、Bは事後届出を行う必要はない。		H19-17-1	×
8	Aが所有する市街化調整区域内の土地5,000m ² とBが所有する都市計画区域外の土地12,000m ² を交換した場合、A及びBは事後届出を行う必要はない。		H23-15-4	×
9	都市計画区域外に所在し、一団の土地である甲土地（面積6,000m ² ）と乙土地（面積5,000m ² ）を購入する契約を締結した者は、事後届出を行わなければならない。		H28-15-3	○
10	宅地建物取引業者Aが所有する都市計画区域外の13,000m ² の土地について、4,000m ² を宅地建物取引業者Bに、9,000m ² を宅地建物取引業者Cに売却する契約を締結した場合、B及びCはそれぞれ、その契約を締結した日から起算して2週間以内に事後届出を行わなければならない。		H21-15-4	×